

成長せず或は成長するも親を喰ふと唱へ豫め近隣の者と打合せ置き生兒を最寄の四つ街道に遺棄したる真似をなし近隣の者は其の育兒を拾ひ上げたる體を爲し更に生家の者に遣はし生家は之を貰ひ子として養育す。

#### 愛媛縣

一、雙子なる時は衣類其の他を男女に不拘同一のものを用ゆ然らざれば一方死亡すと言ふ。

#### 宮崎縣

一、南那珂郡鵜戸村(官幣神社大社神宮鎮座地)にては乳兒に鵜戸山御乳飴を食はしむれば母乳なくとも安穩に成育すと云ひ傳ふ其由來は豊玉姬鷓鷯不合

## 出産に關する特殊の風習

### 北海道

一、分娩に際し夫が其腰部を抱き黙して安産を祈願し又は神佛に燈明を點し家族一同拜號して安産を祈願し或は清水を小皿其他の容器に盛り之を捧げて

尊を産ませられ其のまゝ龍宮へ立去り給ひしに依り玉衣姫は未飴にて尊を育て給ひしとの古傳による。

#### 沖繩縣

一、外出の際乳兒を携へ行くときは、眉間に鍋墨を附け魔除けと爲すの迷信あり。

一、本縣に於ては赤兒は出生當日又は翌日命名式を行ふ。其の命名の任に當る者は子孫繁榮し居る老婆を選び婆は赤兒を抱きたる儘桑の枝を以て作りたる矢を番へて的に放て命名を爲しそれより赤兒を座敷に臥せしめ赤兒の胸部腹部に蟹を歩ませ又は「バツタ」を飛ばし赤兒の無事健康なる發育を祈る風習あり。

## 内務省

安産を祈願して後之を産婦に吞ましむる等の風習あり。(釧路)

一、難産の場合一人は産婦を背負ひ産婦には白を擔せ靜に家の内を走行せしむ。而して産婦の後面よ

り其臼を杵を以て打つ眞似をするときは分娩速なりと云ふ。

一、出産に際し同族の婦女多数集合し産婦の身邊に於て手足を撫で「アヤポー」(痛いとの意)と掛聲をなし分娩せしむ。

之は産家の出入口に接近したる場所を選びて開放し産婦を其の方向に向はしめて行ふものなり、(膽振)

### 京都府

一、分娩後胎盤を牀下若くは通路に埋却するものあり前者は獸類の發掘せざるため後者は嬰兒を健全ならしむる爲めなりと云ふ。(郡部にありては胞衣取扱業者なきため一般に行ふ風習なり)。

### 大阪府

一、大和帶解地藏尊に安産を祈念し腹帯を乞ひ受け使用するものあり。

腹帯は地藏尊菩薩と記したる白木綿にして別に長さ二尺程幅一二寸位の半紙製の帶の恰好せる紙片附屬せり之の紙片には龜の子形の地藏尊の捺印ありて若し之の印の色が朱なるときは女兒を黒なるときは男兒を分娩すると云ふ。

### 神奈川縣

一、出産のとき産婦の髪を麻にて束み麻産祝と云ひ又富士登山者の點じたる燃へ残りの蠟燭を産婦の枕元にて點火すれば安産す。

一、妊娠便所を清潔にせば好き子を産む。

一、恵方に向へば安産す。

一、夫の不在のとき初産すれば爾後は夫の不在のときのみ出産す。

### 新潟縣

一、産婆の開業なき山間部に於ては親族其他の老婆助産の勞を執らしめ終生「トリアゲ」親と稱し年末年始、中元、冠婚、葬祭等に際しては物品の贈答を爲す慣習の存する所あり。

### 埼玉縣

一、妊婦鯉と稱し三百匁位の鯉を妊婦一人にて食するときは安産す。

### 千葉縣

一、富士登山者が俗に胎内潛りと稱する處を潛る際點火したる蠟燭の餘燼拜戴し來り出産の際之を産褥に點じて念ずるときは安産なりと稱し之を行ふ所あり。(縣下君津郡の一部)

### 茨城縣

一、實況を撮影したるもの無之も管内一部の村落に於ては藁束二十一束を一把となし出産する際此藁束に寄り掛り出産後一日一束づゝ之を取去り二十一日を経過して初めて平常の如く枕を著けて仰臥することゝなし居り又辻燈と稱し葬儀の際葬列の通過する十字路或は三叉路等に竹の尖端に點じたる蠟燭を取り置き難産の際之を産所に置く時は安産を爲すと稱し又觀世音の守護札を産所の柱に貼付け安産を祈願する等の風習あり。

### 愛知縣

一、出産の際に天一天上と稱し産婦は軒下或は炭部屋等に於て出産し産後七八日を経て住宅に入るものあり炭部屋のなきものありては屋内に蓆を四方より吊し其の下にて出産なし不淨除と爲すものあり。

一、本縣尾張東北部地方に於ては丹羽郡布袋町大字力長若宮八幡宮境内の砂を採取し來り安産の守となし出産する時に牀の下に撒布し、蒲團の中にも之を入れ又出産當日頭上に戴くを習慣となす。

分娩すれば御禮として前記八幡宮へ大なる石を返納すと謂ふ。

### 岐阜縣

一、天井より繩又は帶の類を下げ産婦は之を取り身體の浮沈を助け且つ之を引きて力を添ふる等の方法を用ふ俗に之を力繩と稱す。

### 山形縣

一、腹帯に就て

妊娠中腹帯を強くせざる時は胎兒過大となり難産するとて強く締む。

又産後腹帯を強くせざるときは乳の分泌悪しくなるとて強く締める風習あり。

妊婦安産を祈る爲め子安地藏尊に參詣し地藏尊の鐘の緒を一本借り受け腹帯として締め安産を祈る尙産後禮參りとして鐘の緒二本を納むるものなり。

### 福井縣

管内敦賀郡松原村の一部にして海に面したる八ヶ字(神宮皇后を祭れる常室神社の氏子なり)に於ては古來氏神に不敬なりとて各字の一隅に九尺二間の藁屋を建設し置き産婦分娩期に至れば直ちに該納屋内に至り分娩をなし分娩後三十日間は納屋内に於て寢食し外出せば引續き二十日間は納屋内に於て食事し就寢にのみ歸宅し分娩後五十日を経て歸宅したると

き忌明と稱し寒中と雖も海水に浴し身體を清めたる後ならでは全く歸宅せざるの慣習あり月經時に於ても月經期間亦同じ。

石川縣

一、妊娠したるときは臨月又は其の一ヶ月位以前に安産を祈る爲め生家より「コロコロ」團子（洗ひ白米粉を以て製したるもの）を婚家に贈るを例とす而

して婚家にては該團子を親戚知己に分與す。  
 一、初産の時は、早きは二ヶ月前遅くも臨月の初めに生家に到り出産の準備をなし出産す。然る後早きは、三週間長きは數ヶ月間保養の上婚家に歸るものとす。而して初生子に限り、産著（紋付）等一切の衣類は生家に於て新調する慣習とす。

兒童の子守唄

内務省

一、北海道

- いふわ〜 (チンチンヨ〜) (此青空ノ)
- いふわ〜 (下ツテキタ)
- づらんけ (イッコ)
- しんだ (イッコ)
- しんだ (湘ニ)
- ば〜だ (老婆様が見テ居ル)
- か〜い (神様ノ)
- か〜い (上カラ)
- いふわ (チンチンヨヨ)
- いふわ (チンチンヨヨ)
- いふわ (チンチンヨヨ)
- いふわ (チンチンヨヨ)
- いふわ (チンチンヨヨ)
- いふわ (チンチンヨヨ)

一、京都府

ねん〜した兒に赤いベツ著せて  
 連れて參いろや外宮内宮。